

利 用 上 の 注 意

1 結果について

「結果の概説」中に用いている事業所数及び従業者数についての全国及び都道府県の数値等は総務省・経済産業省が公表する「平成 24 年経済センサス - 活動調査」報告資料に基づいて作成している。

2 調査対象

調査は、以下に掲げる事業所を除く事業所・企業について行った。

- (1) 国及び地方公共団体の事業所
- (2) 日本標準産業分類大分類「A－農業, 林業」及び「B－漁業」に属する個人経営の事業所
- (3) 日本標準産業分類大分類「N－生活関連サービス業, 娯楽業」のうち家事サービス業に属する事業所
- (4) 日本標準産業分類大分類「R－サービス業(他に分類されないもの)」のうち外国公務に属する事業所

3 産業分類

- ・ 事業所の産業分類は、事業所の売上（収入）金額や主な事業の種類（原則として平成 23 年 1 年間の収入額又は販売額の最も多いもの）で、原則として日本標準産業分類（平成 19 年 11 月改定）により分類している。
- ・ 企業単位の産業分類は、支所を含めた企業全体の売上（収入）金額や主な事業の種類（原則として企業全体の平成 23 年 1 年間の総収入額又は総販売額の最も多いもの）により分類している。
なお、分類区分は、事業所の産業分類区分と同一である。
- ・ 休業中又は清算中の事業所の産業は、休業又は清算に入る前の経済活動によって産業を分類し、設立準備中の事業所は、開始する経済活動によって産業を決定する。
- ・ 主として管理事務を行う本所、支所などの産業は、原則として、管理する全事業所を通じての主要な経済活動に基づき、その経済活動が分類されるべき産業中分類に設けられている小分類「管理, 補助的経済活動を行う事業所」の該当項目に分類する。
- ・ 「格付不能」とは、調査票の内容から事業所及び企業の産業をこの産業分類に適用（格付）できなかったものをいう。

4 産業横断的集計

活動調査では、全産業共通で把握する事項（産業横断的事項）と産業ごとに把握する事項（産業別事項）を設定して調査しており、この調査報告においては産業横断的集計について公表している。

5 表の符号等

「 0.0 」 : 表章単位未満の数値（該当数値が 0.05 未満の場合）

「 - 」 : 皆無又は該当数値なし

「 △ 」 : 負数（減少）

「 … 」 : 該当数値が不詳又は不明

「 X 」 : 秘匿数値（※）

※ 該当する事業所（企業）数が 2 以下の場合、秘密保護の関係から、その数値を秘匿

している。また、事業所数が3以上の場合でも、他との関連により秘匿の必要がある場合には秘匿している。

6 その他

(1) 本報告書における境界未定地域とは、千代田区、中央区及び港区の境界未定地並びに中央防波堤内側・外側埋立地及び鳥島等の所属未定地をいう。

(2) 集計数値

① 従業者数及び売上（収入）金額等一部の項目については、必要な事項の数値が得られた事業所・企業を対象として集計した。

② 売上（収入）金額は平成23年1年間の数値、経営組織、従業者数等の経理事項以外の事項は平成24年2月1日現在の数値である。

③ 事業所に関する集計において売上（収入）金額については、以下の分類に該当する産業（「ネットワーク型産業」）では事業所単位の把握ができないため、総務省統計局作成の試算値より掲載した。

「D 建設業」、「F 電気・ガス・熱供給・水道業」、「H 運輸業、郵便業」、「J 金融業、保険業」、「G 情報通信業」のうち「37 通信業」、「38 放送業」、「41 映像・音声・文字情報制作業」、「O 教育、学習支援業」のうち「81 学校教育」、「Q 複合サービス事業」のうち「86 郵便局」、「R サービス業(他に分類されないもの)」のうち「93 政治・経済・文化団体」、「94 宗教」

(3) 企業及び会社企業の集計において、「売上(収入)金額」及び「付加価値額」は、東京都に本社等を有する企業等を対象に企業単位で集計しているため、他の道府県に所在する事業所の金額を含んでいる。

(4) 構成比及び増加率等の数値は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、数値の合計が総数とならない場合がある。また、「売上(収入)金額」及び「付加価値額」は単位未満を四捨五入しているため、数値の合計が総数とならない場合がある。

(5) 日本標準産業分類の大分類「Aー農業、林業」及び「Bー漁業」については、概況では「農林漁業」として表章している。

(6) 企業産業小分類における「728 経営コンサルタント業、純粋持株会社」については、細分類についても小分類中に掲載している。

(7) 本報告書においては、原則として事業内容等が不詳の事業所を除いている。

※ 「事業内容等が不詳の事業所」とは、事業所として存在しているが、記入不備等で事業内容等が不明の事業所をいう。

この報告書についての問い合わせ先

東京都総務局統計部産業統計課経済構造統計係

電話 03(5321)1111 (代表) 内線 25-561

03(5388)2542 (ダイヤル)